

呉市教育委員会会議録
(令和7年3月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和7年3月25日定例会

1 開催日時 令和7年3月25日（火） 15:00開会
16:07閉会

2 開催場所 203会議室（呉市役所2階）

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
委員 大之木小兵衛 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
文化振興課長 三浦美佐子
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 0人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第6号 寄附受納について
- (4) 報告第7号 呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて
- (5) 教議第10号 呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教議第11号 呉市教育委員会文書取扱規程の制定について
- (7) 教議第12号 学校運営協議会の設置について
- (8) 報告第8号 令和6年度教育費補正予算について
- (9) 教議第13号 職員人事について
- (10) 教議第14号 臨時代理の承認について（教職員人事）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

議題に入ります前に、御報告いたします。

本日3月25日に閉会いたしました3月呉市議会定例会におきまして、呉市教育委員会委員の3月31日付任期満了及び辞職に伴う後任の任命について、議会の同意が得られました。

吉中委員の後任として、藤脇真美さん、辻委員の後任として若野文江さんが任命されました。

報告は、以上でございます。

それでは、日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・大之木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和7年3月10日臨時会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先にお知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程を配布してください。

(追加日程配布)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については、予算に係る案件のため非公開、日程第9及び先ほど追加されました日程第10については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第6号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第6号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第6号「寄附受納について」御説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

このたび、地元自治会長でもある空井有司様から、警固屋中学校に対し、生徒活動の神楽に協力させてもらいたいとの思いから、「スーパー創作神楽用龍神一式」と「打掛衣装」計4点、合計75万5千円相当の寄附申込みがあり、これを受納する

ことといたしました。

なお、空井様からは今年度、ほかにも神楽関連の物品で、衣装及び舞台用ワイヤレスマイク・ミキサー一式を御寄附いただいております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第6号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第7号 呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて

教 育 長 次に、日程第4の報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて」御説明いたしますので、資料3ページを御覧ください。

本委員会は、開館から40年以上経過した呉市立美術館の今後の在り方を検討するため、令和5年7月に設置したものです

まず、1の委員につきましては、呉市立美術館の横山館長をはじめ6人の委員で構成しており、任期は令和7年6月30日までの2年間となっております。

令和6年度から、人事異動により石川教育部長と多田文化スポーツ部長に御就任いただいております。

次に、2の委員会の開催状況ですが、2年間で視察を含め9回開催しており、そこで検討した内容を、幸町地区総合整備検討有識者会議において、横山館長が報告し、有識者会議の委員と情報を共有してまいりました。

続いて、3の呉市立美術館の現状と課題についてでございます。

呉市立美術館は、建物、設備とも老朽化が進み、近年は空調設備の故障が原因で休館を余儀なくされたこともあり、早急にリニューアルを実施しなければならない状況にあります。

さらに、呉市立美術館は博物館法に基づく登録博物館であるにもかかわらず、施設としては不十分であり、資料に記載しております問題点が指摘されております。

4の美術館に必要な機能につきましては、(1)の美術館の基本的機能と(2)の社会教育施設としての機能があります。

(1)の基本的機能につきましては、必ず美術館内に必要なもの。

(2)の社会教育施設としての機能については、必ずしも美術館の建物内になくてもよいが、幸町地区内に整備していただきたいと考えているものです。

続いて、4ページを御覧ください。

5の学校教育との連携については、美術作品ふれあい事業をはじめ、児童生徒の作品展示など、記載のとおり多くの連携事業があります。

今後も、より一層学校との連携を充実させ、子供・若者に美術館に来てもらえるような事業を展開していきたいと考えております。

続きまして、6の呉市立美術館のリニューアルについては、青山クラブの建物の

解体部分及び中庭の一部に美術館を新築整備することや、桜松館のホール機能を移転し、講演会やコンサート等が開催できる小規模なホールを整備することが、幸町地区総合整備基本方針として示されたところでございます。

7の美術館の目指すべき指標でございます。

呉市立美術館は、集客を主要な目的とした観光地型美術館ではなく、市民と地域に密着した社会教育施設としての美術館を目指してまいります。

8の呉市立美術館の在るべき姿については、呉市の芸術文化を大切に守り育てる美術館であり、子供・若者をはじめ広く市民が集う、芸術文化の情報発信拠点とし、新美術館のコンセプトは、「呉の美術」の継承と創造～市民が集い、学び、楽しみ、交流することで、新たな呉の文化を生み出す美術館～に決まりました。

呉市立美術館の目指すべき指標・在るべき姿・コンセプトを基に、これから新美術館の建設に向けて取り組んでまいります。

最後に、9の今後のスケジュールについてですが、令和7年度に仮称でございますが「呉市立美術館建設委員会」を設置し、2年間で基本構想を策定いたします。その後、令和9年度に基本設計、令和10年度に実施設計、令和11から12年度で整備を実施し、令和13年度の供用開始を予定しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 7番目の目指すべき指標について、最終的には社会教育施設としての美術館を目指すべきであるとありますが、どのようなことを目標指標としているのか、内容をもう少し詳しく教えてください

三 浦 課 長 目指すべき指標でございますけれども、昨年度、青森にあります、八戸市美術館と十和田市現代美術館に視察に行ってまいりました。

十和田市現代美術館の方は、観光施設として美術館を作っており、また、八戸美術館の方は、市民が絵を見に来なくても、常に人が集まることのできる場所ということで、社会教育施設としての美術館を整備されておりました。

その二つの美術館を視察した結果、呉市立美術館としては、市民のための美術館を作りたいということで、社会教育施設としての美術館を目指すべきであるという指標をまとめさせていただきました。

佐々木委員 いろいろ検討されて、地域の問題とか予算の問題とかあるから、どうしてもこういう方向になるのかなと思いますが、呉の特色として、市外に向けて発信する、そういう視点で、もう少し呉の美術館というのはこういうのがあるんだというアピールがあってもいいのではないかと思います。

いろんな方がこれだけのことを検討された結果なので、今更言うことじゃないとは思いますが、このコンセプトには、市民が集い、学び楽しみ、交流することによって、新たな呉の文化を生み出す美術館とありますが、これが何を生み出させるのか、またもう一つ伝わってこない。

目標があって、こういう文化を発信してほしいとかいうのは分かりますが、もう少し明確な目標があってもいいのではないかと思いますのですが。

三 浦 課 長 このコンセプトにつきましては、2年間かけてまとめたものですが、たくさんの

市民の方がその美術館に来られて、そこでワークショップをしたり、作品を見たりですとか、個人がいろんなことを学び、そこで交流することで子供や若者が将来そういう美術の方に進むとかですね、そこでいろいろな郷土愛といいますか、そういうものを醸成していくために、それが呉の文化になるといいますか、本当に芸術だけじゃなくて、生活も全て文化につながりますので、そういうことを一緒に美術館で交流して学んだことで若者が大人になって新しい何か文化を作っていくという、そういう思いでコンセプトをこのようにしたところでございます。

佐々木委員 要望です。せっかくリニューアルして、伝統のあるところとコラボしてやっていくというがあるので、より積極的にアピールしていくべきではないかなと思います。

もし機会があれば、そういう声もあったということを検討委員会でお伝えいただけたらと思います。

石川部長 いわゆる現代美術館的な、例えば有名なのは金沢の現代美術館かなと思うんですけども、現代の世界中の作家のものを集めて、入れ替えるわけでもなく、ずっと展示をしているパターンと、3か月に1回ずつ変わっていく、いわゆる常設展や特別展があって、呉市が選んだのは後者です。それはなぜかという、まず一つにはこれまで呉市の歴史というものがあって、多くの美術展や絵画や彫刻がたくさんあるので、それを、現代の流行の作家と言ったらちょっと失礼かもしれませんが、そうではなくて呉のゆかりの作家や作品を季節ごとに展示することによって、呉市民にも観光客にも見てもらいたいという思いからです。

呉の子供たちが美術館を訪問したり、図工をやったり、というようなことで、つまり、学校と美術館とのコラボなどもコンセプトとして考えており、観光を捨てているというわけでは決していないんです。

新しい文化はつながっていく、今の子供たちも将来の子供たちも、新しい美術館に集まるっていうところをコンセプトという形で、このような言葉を使わせていただいたという経緯がございます。

辻委員 日本の学校だと、美術館に行ったらサーッと回って見学したら終わりで、たっぷり時間が取れないということをよく聞きます。

海外の学校の場合は、今日は美術館に行く日と決めたら丸1日かけて一つの美術館で自分の好きな作品の前に、スケッチブックを手に陣取ってそれを書いているお子さんの姿がある。それを一般のお客さんも、これが好きなんだねとか言いながらほほえましく見ているっていう姿をよく拝見するんですけども、そのように、ゆったりと使える新しいスペースになっていたら素敵だなと思いながら伺いました。楽しみにしております。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第10号 呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第5の教議第10号「呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、教議第10号「呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料7ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。教育委員会事務局各課の分掌事務について、名称等を改廃するとともに、事務の改善を図るものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)教育総務課の分掌事務である「要望、請願、陳情等の処理に関すること。」を「請願の処理に関すること。」に改めます。

請願の処理については、教育委員会会議の議決を要する事項となっているため、教育総務課が引き続き所掌します。

また、要望、陳情等については、その内容に応じて担当の各課で対応し、処理状況を教育長に報告するものとします。

なお、これは市長部局など、本市の他部局における要望・陳情に係る事務取扱いと同様となるよう変更するものです。

(2)学校施設課の分掌事務である「学校給食用備品の整備に関すること。」を、「学校給食に関すること。」に包含されるものとして整理し、削ります。

(3)学校教育課の分掌事務である「わがまち人材派遣事業に関すること。」を、当該事業が令和6年度をもって終了することにより、削ります。

(4)学校安全課の分掌事務である「児童生徒の適応指導及び適応指導教室に関すること。」を「不登校等児童生徒への支援に関すること。」に改めます。

また、「児童生徒の長期欠席、問題行動等の調査及び指導に関すること。」を「生徒指導に関すること。」及び「不登校等児童生徒への支援に関すること。」に包含されるものとして整理し、削ります。

これらは、名称、用語の意義、支援に係る考え方等の変化に伴い、改正するものです。

(5)その他、字句の訂正を行います。

3の施行期日は、令和7年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、5から6ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第10号「呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第11号 呉市教育委員会文書取扱規程の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第11号「呉市教育委員会文書取扱規程の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、教議第11号「呉市教育委員会文書取扱規程の制定について」御説明します。

資料10ページの議案資料をお願いします。

1の制定の趣旨を御覧ください。

教育委員会の文書取扱事務について、所要の規定を整備するものです。

2の制定の内容を御覧ください。

教育委員会の事務局と教育機関（学校を除きます。）における文書の処理及び作成については、市長部局の規定の例によるものとします。

本市では、令和7年度から全庁的に文書管理システムを導入し、文書取扱事務を電子化する予定です。

これに伴い、市の各事務部局において、文書取扱規程を改める必要があります。

そこで、教育委員会の事務局等におきましては、基本的に市長部局の規定の例によるものとし、教育委員会独自で定める必要があるものについてのみ、別に要綱等を制定して対応するのが適当と判断したため、このような規定としております。

なお、呉市立学校については、学校の管理規則等にとって文書取扱事務を行っておりますし、文書管理システムの導入も予定しておりませんので、この規程の対象としておりません。

3の施行期日は、令和7年4月1日です。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第11号「呉市教育委員会文書取扱規程の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第12号 学校運営協議会の設置について

教 育 長 次に、日程第7の教議第12号「学校運営協議会の設置について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 議案資料を基に説明いたしますので、13ページを御覧ください。

1の設置の理由でございますが、呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき、呉市立小・中学校に学校運営協議会を設置したためでございます。なお、同規則第3条ただし書の規定「委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。」により、中学校区での設置となる学校もあります。

次に2の名称等を御覧ください。

学校運営協議会の設置につきましては、中学校区単位での設置が表の一番上にあります仁方中学校区から、下から4段目にあります豊浜中学校区までの12中学校区、続いて中学校単独の設置が広中学校から、14ページの安浦中学校までの12校、続いて小学校が広小学校から一番下の安登小学校までの22校となります。学校運営協議会の名称は資料のとおり、中学校区に設置する場合は〇〇中学校区学校運営協議会、小・中学校に設置する場合は〇〇小または〇〇中学校学校運営協議会とします。

3の設置日は、令和7年4月1日でございます。

なお、これにより、令和7年度から、全ての呉市立学校にコミュニティ・スクールを導入することとなります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の教議第12号「学校運営協議会の設置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 2以上の学校について1の協議会を置くことができるということで、これは学校側からの要望で1になっているのか、それとも、教育委員会の方から、ここは1の方がいいんじゃないかということになっているのか教えてください。

木 屋 課 長 各学校、中学校区で、例えば、学校運営協議会の委員になられる方の人材の確保であるとか、あるいは地域の実態等いろいろございます。

今御質問の点につきましては、各学校長が、それぞれの中学校区で中学校区で置くか、あるいは各学校、中学校あるいは小学校別々で置くかということを協議した上で、設置を決めたものでございます。

ただ、1点申し添えますと、このたび、中学校区で設置をしたからといって、必ずしもずっとそうでなければならないというわけではありません。例えば数年後に、別々にしようとか、あるいは逆に一つにしようとなった場合には、そういった形に変更するようにしております。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:30)

報告第8号 令和6年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 それではこれより、次の議題に入りますが、一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

（各課からトピックス等について説明）

教 育 長 これより秘密会の議題に入ります。
説明員の交代をお願いします。

（ 1 5 ： 4 8 ）

教議第13号 職員人事について

教議第14号 臨時代理の承認について（教職員人事）

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

（ 1 6 ： 0 7 ）

上記のとおり、会議の次第を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 大之木 小兵衛)

(令和 7 年 3 月 2 5 日定例会)